

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【公開番号】特開2002-66080(P2002-66080A)

【公開日】平成14年3月5日(2002.3.5)

【出願番号】特願2000-255888(P2000-255888)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月14日(2003.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】遊技用システム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技場に設置され、貨幣が挿入されて該挿入された貨幣金額の範囲内の所定金額に相当し、遊技に使用可能な遊技用有価価値の大きさを特定可能な情報が記録された遊技用記録媒体を発行する発行処理を行う発行装置と、

遊技場に設置され、貨幣及び前記遊技用記録媒体が挿入されて該挿入された貨幣金額に相当する遊技用有価価値の大きさを該挿入された遊技用記録媒体の記録情報により特定される遊技用有価価値の大きさに加算する価値加算処理を行う価値加算装置と、

遊技場とは個別の管理センター内に設置され、前記発行装置及び前記価値加算装置が設置されている遊技場の前記遊技用記録媒体に関する情報を収集・管理する集中管理コンピュータと、

を備える遊技用システムであって、

前記集中管理コンピュータは、複数の遊技場における少なくとも前記発行装置による前記遊技用記録媒体の発行枚数を含む前記遊技用記録媒体の発行に関する情報並びに前記価値加算装置により前記価値加算処理が行われた回数を含む前記遊技用記録媒体の価値加算に関する情報を収集し、該収集した前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を各遊技場毎に管理するとともに、該管理情報を出力可能な出力手段を具備することを特徴とする遊技用システム。

【請求項2】

前記各遊技場毎に設置され、該設置されている遊技場における前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を収集し、該収集情報の集計を行うとともに、該集計した集計情報を前記集中管理コンピュータに送信する集計端末を備える請求項1に記載の遊技用システム。

【請求項3】

前記集中管理コンピュータは、前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報として前記遊技用記録媒体の発行処理に供された発行金額並びに前記価値加算処理に供された価値加算金額を管理する請求項 1 または 2 に記載の遊技用システム。

【請求項 4】

前記発行装置は、異なる大きさの遊技用有価価値を特定可能な情報が記録された複数の種類の遊技用記録媒体を発行可能であって、

前記集中管理コンピュータは、前記遊技用記録媒体の種類毎に該遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を管理する請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の遊技用システム。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術の分野】

本発明は、遊技に使用可能とされた遊技用有価価値の大きさを特定可能な情報が記録されたプリペイドカード等の遊技用記録媒体の購入（発行）や、入金金額に相当する大きさの遊技用有価価値を遊技用記録媒体の記録情報より特定される遊技用有価価値の大きさに加算更新して遊技に使用可能とする価値加算（追加入金）が実施可能とされた遊技場における情報を収集・管理する遊技用システムに関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

よって、本発明は上記した問題点に着目してなされたもので、前記のように価値加算（追加入金）が可能とされた複数の遊技場における遊技用記録媒体の購入（発行）並びに価値加算（追加入金）に関する情報を、収集・管理可能な遊技用システムを提供することを目的としている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用システムは、遊技場に設置され、貨幣が挿入されて該挿入された貨幣金額の範囲内の所定金額に相当し、遊技に使用可能な遊技用有価価値の大きさを特定可能な情報が記録された遊技用記録媒体を発行する発行処理を行う発行装置と、

遊技場に設置され、貨幣及び前記遊技用記録媒体が挿入されて該挿入された貨幣金額に相当する遊技用有価価値の大きさを該挿入された遊技用記録媒体の記録情報により特定される遊技用有価価値の大きさに加算する価値加算処理を行う価値加算装置と、

遊技場とは個別の管理センター内に設置され、前記発行装置及び前記価値加算装置が設置されている遊技場の前記遊技用記録媒体に関する情報を収集・管理する集中管理コンピュータと、

を備える遊技用システムであって、

前記集中管理コンピュータは、複数の遊技場における少なくとも前記発行装置による前記遊技用記録媒体の発行枚数を含む前記遊技用記録媒体の発行に関する情報並びに前記価値

加算装置により前記価値加算処理が行われた回数を含む前記遊技用記録媒体の価値加算に関する情報を収集し、該収集した前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を各遊技場毎に管理するとともに、該管理情報を出力可能な出力手段を具備することを特徴としている。

この特徴によれば、前記発行装置及び前記価値加算装置が設置され、前記遊技用記録媒体の発行処理及び前記価値加算処理（追加入金処理）が可能とされた複数の遊技場における少なくとも前記発行装置による前記遊技用記録媒体の発行枚数を含む前記遊技用記録媒体の発行に関する情報並びに前記価値加算装置により前記価値加算処理がなされた回数を含む前記遊技用記録媒体の価値加算に関する情報を、遊技場とは個別の管理センター内に設置された集中管理コンピュータが収集・管理し、該管理情報を出力可能な出力手段を有することで、例えば出力されたこれら管理情報に基づき、遊技用記録媒体の提供機関等が各遊技場毎に前記遊技用記録媒体の発行枚数及び前記価値加算処理がなされた回数を把握できるため、各遊技場毎に遊技用記録媒体の発行及び前記価値加算（追加入金）における手数料を正確に徴収することが可能となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の遊技用システムは、前記各遊技場毎に設置され、該設置されている遊技場における遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を収集し、該収集情報の集計を行うとともに、該集計した集計情報を前記集中管理コンピュータに送信する集計端末を備えることが好ましい。

このようにすれば、遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を収集し、該収集情報（データ）の集計を行う集計端末を各遊技場毎に設けることで、集中管理コンピュータに送信されるデータ容量を大幅に低減でき、遊技用システムの運営コストを大幅に低減することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技用システムの前記集中管理コンピュータは、前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報として前記遊技用記録媒体の発行処理に供された発行金額並びに前記価値加算処理に供された価値加算金額を管理することが好ましい。

このようにすれば、各遊技場毎の遊技用記録媒体の発行処理及び価値加算処理による正確な販売金額や複数の遊技場全体の正確な販売金額を把握できるようになる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 1 0 】

本発明の遊技用システムの前記発行装置は、異なる大きさの遊技用有価価値を特定可能な情報が記録された複数の種別の遊技用記録媒体を発行可能であって、前記集中管理コンピュータは、前記遊技用記録媒体の種別毎に該遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を管理することが好ましい。

このようにすれば、遊技用記録媒体の種別毎に遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を把握できる。

## 【 手 続 補 正 1 0 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 1 3 7

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

## 【 0 1 3 7 】

本発明の請求項1は、遊技場に設置され、貨幣が挿入されて該挿入された貨幣金額の範囲内の所定金額に相当し、遊技に使用可能な遊技用有価価値（度数）の大きさを特定可能な情報が記録された遊技用記録媒体（ICカード37）を発行する発行処理を行う発行装置（カードユニット3、発行入金精算機45）と、遊技場に設置され、貨幣及び前記遊技用記録媒体が挿入されて該挿入された貨幣金額に相当する遊技用有価価値の大きさを該挿入された遊技用記録媒体の記録情報により特定される遊技用有価価値の大きさに加算する価値加算処理（追加入金処理）を行う価値加算装置（カードユニット3、発行入金精算機45）と、遊技場とは個別の管理センター内に設置され、前記発行装置及び前記価値加算装置が設置されている遊技場の前記遊技用記録媒体に関する情報を収集・管理する集中管理コンピュータ（管理サーバ200）と、を備える遊技用システムであって、前記集中管理コンピュータは、複数の遊技場における少なくとも前記発行装置による前記遊技用記録媒体の発行枚数を含む前記遊技用記録媒体の発行に関する情報並びに前記価値加算装置により前記価値加算処理が行われた回数（入金回数）を含む前記遊技用記録媒体の価値加算（追加入金）に関する情報を収集し、該収集した前記遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を各遊技場毎に管理するとともに、該管理情報を出力可能な出力手段（表示装置206）を具備する。

## 【 手 続 補 正 1 1 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 1 3 8

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

## 【 0 1 3 8 】

本発明の請求項2は、前記各遊技場毎に設置され、該設置されている遊技場における前記遊技用記録媒体（ICカード37）の発行並びに価値加算（追加入金）に関する情報を収集し、該収集情報の集計を行うとともに、該集計した集計情報を前記集中管理コンピュータ（管理サーバ200）に送信する集計端末（管理コンピュータ49）を備える。

## 【 手 続 補 正 1 2 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 1 3 9

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

## 【 0 1 3 9 】

本発明の請求項3は、前記集中管理コンピュータ（管理サーバ200）は、前記遊技用記録媒体（ICカード37）の発行並びに価値加算（追加入金）に関する情報として前記遊技用記録媒体の発行処理に供された発行金額（発行売上）並びに前記価値加算処理（追加入金処理）に供された価値加算金額（入金売上）を管理する。

## 【 手 続 補 正 1 3 】

【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】0140  
【補正方法】削除  
【補正の内容】

【手続補正14】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】0141  
【補正方法】変更  
【補正の内容】

【0141】

本発明の請求項4は、前記発行装置（カードユニット3、発行入金精算機45）は、異なる大きさの遊技用有価価値（度数）を特定可能な情報が記録された複数の種別（券種）の遊技用記録媒体（ICカード37）を発行可能であって、前記集中管理コンピュータ（管理サーバ200）は、前記遊技用記録媒体の種別毎に該遊技用記録媒体の発行並びに価値加算（追加入金）に関する情報を管理する。

【手続補正15】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】0154  
【補正方法】変更  
【補正の内容】

【0154】

（a）請求項1の発明によれば、前記発行装置及び前記価値加算装置が設置され、前記遊技用記録媒体の発行処理及び前記価値加算処理（追加入金処理）が可能とされた複数の遊技場における少なくとも前記発行装置による前記遊技用記録媒体の発行枚数を含む前記遊技用記録媒体の発行に関する情報並びに前記価値加算装置により前記価値加算処理が行われた回数を含む前記遊技用記録媒体の価値加算に関する情報を、遊技場とは個別の管理センター内に設置された集中管理コンピュータが収集・管理し、該管理情報を出力可能な出力手段を有することで、例えば出力されたこれら管理情報に基づき、遊技用記録媒体の提供機関等が各遊技場毎に前記遊技用記録媒体の発行枚数及び前記価値加算処理が行われた回数を把握できるため、各遊技場毎に遊技用記録媒体の発行及び前記価値加算（追加入金）における手数料を正確に徴収することが可能となる。

【手続補正16】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】0155  
【補正方法】変更  
【補正の内容】

【0155】

（b）請求項2の発明によれば、遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を収集し、該収集情報（データ）の集計を行う集計端末を各遊技場毎に設けることで、集中管理コンピュータに送信されるデータ容量を大幅に低減でき、遊技用システムの運営コストを大幅に低減することができる。

【手続補正17】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】0156  
【補正方法】変更  
【補正の内容】

【0156】

（c）請求項3の発明によれば、各遊技場毎の遊技用記録媒体の発行処理及び価値加算処理による正確な販売金額や複数の遊技場全体の正確な販売金額を把握できるようになる。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0157

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0158

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0158】

(d) 請求項 4 の発明によれば、遊技用記録媒体の種別毎に遊技用記録媒体の発行並びに価値加算に関する情報を把握できる。